

○電子航法研究所研究評価要領

制定	平成28年	4月	1日	所長達第59号
改定	平成30年	12月	4日	所長達第3号
改定	令和3年	10月	28日	所長達第6号

1. 目的

本要領は、電子航法研究所研究管理規程、電子航法研究所研究評価委員会規程及び電子航法研究所評議員会規程の規定により、電子航法研究所（以下「研究所」という。）が実施する研究の評価にあたり、必要となる事項を定めることを目的とする。

2. 評価体制

研究所が実施する研究の評価は、次の体制により実施する。

（1）内部評価体制

内部評価は、電子航法研究所研究評価委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

（2）外部評価体制

外部評価は、電子航法研究所評議員会（以下「評議員会」という。）が実施する。

3. 研究区分

研究所が行う研究等は、次に定める区分により分類する。

（1）重点研究

重点研究とは、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所中長期目標で示された技術的課題を解決し、社会実装に資するため、研究所が重点的に行う研究をいう。

（2）指定研究

指定研究とは、今後重点研究に発展し得る行政ニーズ等、外部ニーズに基づく研究並びに研究所の独自事業としての研究をいう。

（3）基盤的研究

基盤的研究とは、電子航法に関する国際的な技術動向を踏まえつつ先見性と機動性を持って長期的な視点から取り組むとともに、プロジェクト型の研究開発に成果を移転するための基盤技術に関する研究をいう。

（4）萌芽的研究

萌芽的研究とは、独創的または先進的な発想により研究所の新たな研究成果を創出する可能性を有する研究をいう。

（5）競争的資金による研究

競争的資金による研究とは、外部から獲得した競争的研究費で行う電子航法に関する試験、調査、研究及び開発をいう。

(6) 研究員の在外派遣による研究

研究員の在外派遣による研究（以下「在外派遣研究」という。）とは、研究員の在外派遣に関する達に基づく研究をいう。

(7) 受託研究

受託研究とは、電子航法研究所受託研究取扱規定に基づき所外の機関等から委託を受けた、電子航法に関する試験、調査、研究開発等をいう。

(8) 調査

調査とは、上記（1）から（7）に属さない電子航法に関する調査をいう。

4. 評価する研究の対象

委員会および評議員会が評価する研究の対象は次のとおりとし、その一覧を別表1に示す。

(1) 委員会

- ① 運営費交付金に基づく全ての研究課題
- ② その他、所長が必要と判断した研究課題

(2) 評議員会

- ① 重点研究課題
- ② その他、所長が必要と判断した研究課題

5. 研究評価等の種類及び実施時期

委員会による研究評価等の種類及び実施時期は次の（1）から（5）とし、評議員会による研究評価の種類及び実施時期は次の（1）から（3）とする。

(1) 事前評価・・・原則として研究を開始する年度の前年度に実施する。

(2) 中間評価・・・研究の3年目毎を目安として実施する。

ただし、研究期間が5年未満の研究については、省略することができる。

(3) 事後評価・・・原則として研究が終了する年度の適切な時期に実施する。

なお、評価を受ける研究が次の段階へ継続する場合は、評価結果を（1）の事前評価に活用するものとする。

(4) 研究計画書変更の評価・・・所長が必要と判断した時に実施する。

(5) 競争的資金による研究については、資金提供機関による採択に

係る評価をもって事前評価とし、所長が必要と判断した場合を除き、資金提供機関の事後評価をもって事後評価とする。

6. 研究評価の観点及び評価結果の反映

研究評価の観点及び評価結果の反映は次の（1）から（6）のとおりとする。なお、研究評価の観点は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を考慮し設定する。

(1) 事前評価

事前評価においては次の観点から評価し、評価結果は研究実施の適否及び予算要求・執行に反映する。

- ① 研究の必要性 (調査の場合は、調査の必要性)
- ② 研究の有効性 (調査の場合は、調査の有効性)
- ③ 研究の効率性 (調査の場合は、調査の効率性)

(2) 中間評価

中間評価においては次の観点から評価し、評価結果は今後の研究計画・体制の見直し及び研究予算に反映する。

- ① 研究の有効性
- ② 研究の効率性

(3) (1) 及び (2) において、評価結果が著しく低い場合、委員会は下記 9. の評価結果の通知の前に評価結果を所長に報告し、所長は所属の領域長を經由して被評価者に研究の取り下げ又は内容の見直しを通知することができる。被評価者は、当該通知に対して意見等がある場合には、通知後 1 週間以内に 1 回限りを条件として再評価の要求書を所長へ提出することができる。所長は、当該要求書を受けた場合は速やかに委員会に再評価を実施させ、委員会は再評価の結果を所長に報告する。

(4) 事後評価

事後評価においては次の観点から評価し、評価結果は今後の研究に反映する。

- ① 研究の効率性 (調査の場合は、調査の効率性)
- ② 研究の有効性 (調査の場合は、調査の有効性)

(5) 研究計画書変更の評価

研究計画書変更の評価においては変更の妥当性を評価し、評価結果は今後の研究の計画・体制の見直し及び研究予算に反映する。

(6) 在外派遣研究の評価

派遣後に実施する事後評価においては研究の有効性の観点から評価し、今後の研究に反映する。

7. 評価項目

評価にあたっては上記6. に示す観点から評価を行うが、その観点毎に研究の目的、内容や性格（重点研究、指定研究、基盤的研究、萌芽的研究等）に応じた評価項目を設け、評価を行う。

なお、委員会および評議員会で用いる評価シートは、別途定める。

8. エフォートの活用

適切な資源配分を実行するためには、特定の研究者への研究課題及び研究費の過度な集中を防ぐ必要があることから、内部評価にあたってはエフォート（注1）を活用する。

（注1）研究専従率をいう。研究専従率とは、研究員が当該研究の実施に必要とする時間の配分率（%）。研究員の年間の全仕事時間を100%とする。

9. 評価結果の通知

委員会および評議員会の評価結果は、所属の領域長を経由して被評価者に通知する。被評価者は、委員会の評価結果に対する意見等がある場合には、文書にて委員会に提出する。

委員会は、被評価者の意見とともに評価結果を所長に報告する。

10. 評価結果の公表

評議員会の評価結果は、知的財産権の取得等、機密の保持が必要な場合を除き、その要約を研究所ホームページにより一般に公開するものとする。

附則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この達は、平成30年12月4日から施行する。

附則

この達は、令和3年11月1日から施行する。

委員会および評議員会が評価する研究の対象

	研究区分	内部評価 (委員会)	外部評価 (評議員会)
運営費交付金	重点研究	評価対象	評価対象
	指定研究		評価対象としない。 ただし、所長が必要と判断した研究課題は評価対象とする
	基盤的研究		
	萌芽的研究		
	調査		
	在外派遣研究	評価対象 (事後評価のみ)	
受託研究	評価対象としない。 ただし、所長が必要と判断した研究課題は評価対象とする		
競争的資金による研究	評価対象としない。 資金提供機関にて実施する		

注：研究計画書を変更しようとする研究課題で、所長が必要と判断した研究課題は、内部評価対象とする。